

賢くみんなの年金学

仕事を辞めたときの手続きは？

社会保険に加入中は、厚生年金に加入していますが、仕事を辞めたときは、60歳未満の場合、国民年金に加入する手続きが必要です。手続きはお近くの市役所または支所の窓口でできます。また、仕事を辞めたばかりで保険料の支払いが困難な場合は、免除の手続きもできます。未加入で将来年金の受給権がなくならないよう手続きをお願いします。

手続きに必要なもの：離職票（退職日または離職日が確認できるもの）
年金手帳

免除申請に必要なもの：離職票・印鑑

※社会保険に加入したときは、新しい社会保険の保険証をお持ち下さい。



付加年金のお知らせ

定額保険料と付加保険料をあわせて納めた方が、老齢基礎年金に上乗せして受給することができる年金です。付加保険料（月額400円）を納付できるのは？

- ・第1号被保険者（65歳以降の任意加入被保険者を除く）だけが加入できます。
- ・保険料の免除を受けている方や国民年金基金の加入員は納めることができません。
※付加保険料は納付期限（翌月末日）までに必ず納めてください。
※農業者年金の被保険者は、必ず納めなければなりません。

将来もらえる年金額は？

- ・付加年金の年金額は、次の式により計算され、老齢基礎年金に上乗せされます。

$$\text{年金額} = 200 \text{円} \times \text{付加保険料を納付した月数}$$

※付加年金の年金額は、年金額の改定が行われた場合でも改定されません。

問 熊本東社会保険事務所 ☎ 096 - 367 - 2500



みんなの年金学

みんなの年金学

生涯学習課
人権教育係
☎32-1934

第44回「差別を許さない」

「人権問題」というと「なんだかむずかしそうで、よくわからない」、「私は差別なんてしないから、自分には関係ない」と言う人がいます。

しかし、自分を振り返ってみたとき、人を何気なく「侮辱」したことや「なかまはずれ」にしたりしたことはありませんか。また関係ないと思う無関心さが差別を黙認する行為につながるのです。

「人権問題」は気付かずにいるだけで意外に身近なところにあるのです。例えば、家庭の中で「家事は女性がするもの」「子どもは親の言う通りにしていればよい」「年寄りのくせに」などさまざまなことが現実の私たちの社会にはあります。

人は一人ひとり顔が違うように、性格や考え方も

それぞれ異なっています。それぞれを認め合い、尊重することが大切です。

「人権」とは、あたりまえに生きて、幸せな生活をするために、誰もが生まれながらにして持っている権利のことです。

お互いを認め合い、一人ひとりを尊重し、家族や友人を大切にするように、他人の人権も尊重し大切にすれば、またそのような思いがもっともっと大勢の人に広がっていったら、誰もが明るく楽しい生活ができる社会を築くことができるでしょう。

「差別をしない」ではなく、「差別を許さない」生き方をしていきましょう

女性のための相談窓口

◆DVに関すること	
県女性相談センター DV 電話相談 (県福祉総合相談所内) ※県配偶者暴力相談支援センター	☎096 - 381 - 7110 (平日 8:30 ~ 24:00 土・日・祝日 9:00 ~ 24:00)
県女性総合相談室 (くまもと県民交流館バリア内)	☎096 - 355 - 2223 (月・木・金・土 9:00 ~ 16:00 水 9:00 ~ 20:00)
熊本市総合女性センター相談室 (熊本市総合女性センター内)	☎096 - 343 - 8306 (火・水・金・土 10:00 ~ 16:00 木 10:00 ~ 20:00)
熊本市勤労婦人センター DV 法律相談	☎096 - 322 - 6232 (第2・第4火 13:00 ~ 16:00)
◆DV、家庭不和、離婚、過去の性的被害やDV被害による心身の不調、不妊などに関すること	
宇城市役所こども福祉課 (福祉事務所)	☎32 - 1404 (平日 8:30 ~ 17:30)
◆ストーカー・DV、生活安全に関すること	
ストーカー・DV対策室 (県警察本部)	☎096 - 383 - 9110 (24時間対応) ※プッシュホン・携帯からは「#9110」でかかります。
◆性犯罪に関すること	
レディース110番(県警)	☎0120 - 8343 - 81 (平日 9:30 ~ 18:15)
◆鉄道施設での痴漢被害等に関すること	
地域課鉄道警察隊(県警)	☎096 - 352 - 4887 (平日 9:30 ~ 18:15)
◆犯罪被害者やその家族のためのご相談	
(社)熊本犯罪被害者支援センター	☎096 - 386 - 1033 (平日 10:00 ~ 16:00)
◆差別的取り扱い、セクハラ、育児・介護休業等に関すること	
熊本労働局雇用均等室	☎096 - 352 - 3865 (平日 8:30 ~ 17:00)

※相談は無料で、秘密は厳守します。

本来暴力は、性別を問わず、許されるものではありません。中でも、女性に対する暴力は深刻な被害をもたらすことが少なくありません。

配偶者などからの暴力、職場などでのセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為など女性への暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

平成17年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」報告書によれば、配偶者から何らかの暴力を1度も受けたことのある女性は33.2%。また、配偶者から暴力を受けた女性のうち、誰にも相談しなかった人は、46.9%。実際相手から暴力を受けた女性のうち、誰にも相談しなかった人は

は39.0%。この調査で多くの女性が公的機関にも相談できず、一人で悩んでいることが浮き彫りになっていきます。

例えば親しい間柄でも、暴力は犯罪です。こうした暴力は根絶しなければなりません。

県や市では左表のとおり、女性のための相談窓口を設置しています。もし、暴力被害に遭ったら一人で悩まずに、身近な窓口にご相談ください。



パートナーシップ通信

Vol.48

人権啓発課
男女共生係
☎32-1708
FAX32-0110

働き盛りのあなたをサポート！

平成20年度パートナーシップ・セミナー第2弾

ストップ！ザ・「肩こり」「腰痛」「ひざ痛」

女性に多い「肩こり」「腰痛」「ひざ痛」。働き盛りの女性にとって、大きな悩みの種ですね。そんなあなたを、パートナーシップ・セミナーがサポート！プロのカイロプラクターが、体（骨格）の仕組みや姿勢について分かりやすく説明した後、各部位の痛みの予防と軽減の方法を伝授します。

参加は無料です。男女問わず、お気軽にご参加ください。

①三角会場コース

期日 10月30日(木)
時間 午後7時~9時
場所 市三角支所会議室

②松橋会場コース

期日 10月31日(金)
時間 午後7時~9時
場所 本庁新館第2会議室

対象 18~65歳までの市内在住者
定員 各25人(応募者多数の場合は抽選の上決定し、全員に結果を通知)
講師 カイロプラクター 中川康則さん(宇城市男女共同参画審議会委員)
準備する物 ジャージなどの動きやすい服装、タオル
申し込み方法 必要事項(希望するコースのどちらか一方、住所、氏名、電話番号)を電話またはFAX、メール、郵便などでご連絡ください。
申込期限 10月17日(金)必着(期限厳守)
無料託児 原則2歳から就学前の幼児とし、各コース6人まで。受講申込時に必ずご予約ください。なお、必要な物は各自でお持ちください。



申し込み・問い合わせ先
〒869-0592(住所不要)
人権啓発課男女共生係
☎32-1708
FAX32-0110
メール: jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp